

第 39 回人権・同和問題啓発講演会
(平成 24 年 3 月 1 日午後 2 時 30 分～4 時)

情報化社会における企業と人権

武蔵野大学教授

株式会社情報文化総合研究所 代表取締役所長

佐藤 佳弘 氏

はじめに

今やインターネットは、業種、年齢、性別に関係なく、誰もが使う道具になった。利用者の拡大に伴って、ネット上でのトラブルや問題、犯罪も多く発生するようになっている。

昨夜、自宅でテレビを見ていると、アップル社が iPad3 を発売するというニュースが流れていた。同社を創ったスティーブ・ジョブズが生まれたのは、私と3か月違いである。彼の知名度には遠く及ばないが、自分の知名度を知る方法がある。自分の氏名を検索サイトに入力するのである。昨夜検索してみたところ、私の氏名でヒットしたホームページの件数は156万件あった。この件数で自分の知名度を知ることができる。ただし、「佐藤佳弘」という氏名で検索しているので、同姓同名の方もヒットする。ヒットしたホームページを訪れると、全国の同姓同名の人を知ることができる。岡山市ではクリニックの院長、札幌市では一級建築士、名古屋市では日本料理店の主人と、日本全国の自分と同姓同名の方の活動を知ることができ、何となく親近感がわいてくる。

こうやってホームページを訪れているときに、自分の住所、氏名が無断で掲載されていたり、自分自身に対する誹謗中傷を見つけたならば、どうしたらいいだろうということを考えながら聞いていただきたい。

本日は三つに分けて話を進める。最初に、ネット社会の現状である。ここでネット社会での人権侵害の事件数を確認したい。二つ目に、ネット上での人権侵害はどのようなかたちで行われているのか、動向や事例を紹介する。三つ目に、ネット上での人権侵害があった場合の対処と今後のために残されている課題という順番で話を進めたい。

1. ネット社会の現状

お手元のレジユメにクイズを用意した。インターネットでの人権侵害に関する10問のクイズに、正しいと思ったら○、間違っていると思ったら×を入れていただきたい。解説を加えながら話を進めていくので、迷った問題があればチェックしていただきたい。

(1) 50年前に描いた未来社会

東京スカイツリーが昨日完成した。5月22日の開業に向けて、準備中である。開業したら、これまで現役として働いていた東京タワーと新旧交代になる。東京タワーが建築されたのは、今から約50年前である。皆さんは、50年前はどのような生活をしていただろうか。ご自身の年齢から50を引いて思い出していただきたい。もしも、年齢がマイナスになった方は、そのころの日本を想像していただきたい。

東京タワーが建築中だった頃、もちろん携帯電話もパソコンもなく、白黒テレビがようやく普及を始めていた。皆さんが少年少女だった頃、子ども向け雑誌には盛んに未来社会

が描かれていた。高速で人々を輸送する乗り物、今で言えばリニアモーターカーのようなものが想像されていたり、空を飛ぶバスが描かれたりしていた。このまま技術が進歩したなら、病気も、犯罪もなくなり、みんなが笑顔で暮らせるバラ色の社会が来ると描かれていた。

(2) たどり着いた現代社会

それから 50 年が経過して、たどり着いた現代社会はどうだろうか。医療技術が発達し、多くの病気が治るようになり、長寿になった。輸送技術が発達し、多くの人を遠くへ速く運べるようになった。印刷技術が発達し、誰もが新聞や雑誌や本を手にすることができるようになった。通信技術が発達し、遠くの人と話ができるようになった。放送技術が発達し、地球の裏側の出来事をリアルタイムで見ることができるようになった。エネルギー技術が発達して、どこの家庭でもふんだんに電力を使えるようになった。しかし、この利便性や社会の発展と同じぐらい、それぞれの技術が問題をもたらししていることは簡単に想像できる。昨年起きた原発事故は、その象徴の一つだと思う。

本日は情報化社会の話をするので、様々な技術がある中で、IT や情報化に絞って話をする。情報化や IT も多くの問題をもたらししている。もちろん情報発信がしやすくなり、コミュニケーションが取りやすくなって、様々な利便性を企業や生活にもたらした。しかし、同じぐらいたくさん問題をもたらししている。

本日のテーマになっている人権侵害も、その一つである。デジカメが普及したことによる肖像権侵害、コピーがしやすくなったことによる著作権侵害、個人情報の流出、不正請求、ワンクリック等の詐欺など、様々な問題がもたらされている。それだけではない。わいせつ画像などを代表とする有害情報、迷惑メール、他人になりすましてネットを使う不正アクセス、コンピュータウイルス、出会い系サイトによる犯罪など、書き上げれば問題の数は 30 にも及ぶ。

私が大学で持っている授業の一つに情報化社会の問題を講義する科目がある。毎週 90 分これらの問題を解説しても、実に 1 年もかかる。それほどたくさん問題を、情報化や IT がもたらししている。本日はその中で人権侵害だけに絞って話すが、人権侵害は情報化社会の問題の中の一部であり、重要な一部であるということを、皆さんに最初にご紹介しておきたい。

(3) ハイテク犯罪の相談件数

ネット社会で起きている多くの問題について、全国の警察には様々な相談が寄せられている。全国の警察に寄せられている相談件数は、年間約 8 万件である。様々な相談の中

で、一番多くを占めている（全体の4割）のが、詐欺・悪徳商法である。お金に関わる相談が最も多い。二番目として、1万件を占めている相談が誹謗中傷である。ただし、この相談件数は全体を表してはいない。警察にまでわざわざ相談している人は一部である。友人、同僚に相談した件数、または、誰にも相談せずに泣き寝入りしている件数を入れると、1万件は氷山の一角と言える。

（4）ネット上の人権侵犯事件数

人権侵害に関わる誹謗中傷などの相談が寄せられ事件に発展する人権侵犯事件は、年間800件起きている。800件は少ないかもしれないが、相談してくる件数は氷山の一角であるので、この裏にはもっと多くの人たちが悩んでいることが想像できる。その数は、ハインリッヒの法則としてもよく知られている。それは1対29対300という割合である。工場での労働災害を調べた損害保険会社のハインリッヒが、5,000件以上の事故データから導き出した法則である。1件の重大な死亡事故があったならば、29件の軽傷事故がある。その背景には300件のケガには至らないヒヤリ・ハットがある。この法則はマーケティングなど工場労働以外の分野にも適用されている。人権侵害の事件、相談件数にも当てはまり、同じように、800件は氷山の一角と言えるのではないか。

2. ネット上での人権侵害

ネット上で起きている人権侵害の動向をご紹介したい。ネット上での人権侵害を分類すると、9つに分類できる。名誉毀損、侮辱、信用毀損、脅迫、さらし、ネットいじめ、児童に対する人権侵害である児童ポルノ、セクハラ、部落差別である。時間の限りがあるため、名誉毀損、侮辱、さらし、児童ポルノ、セクハラ、部落差別について、ポイントをご紹介したい。

（1）名誉毀損

ある日の朝、電車に乗って通勤していると、電車の中で言い争いが始まった。知らない者同士らしい若い男女である。どうやら女性が持っていた大きめのバッグがぶつかった、邪魔だ、ということのようだ。車内は険悪な雰囲気だった。次の駅に着きドアが開くと2人揃ってホームに降りて、まだ言い争いを続けていた。ついには女性が男性に向かって、「あんたキモいんだよ」と言い始めた。それに対して男性は、「名誉毀損で訴えてやるぞ」と言い返した。はたして名誉毀損なのかということを考えながら、名誉毀損と侮辱についてお話ししたい。

名誉毀損は、社会的評価を低下させる行為をいう。誹謗中傷、根拠のない噂や悪口が名

誉毀損の行為に該当する。ネット上での名誉毀損の事例としては、メールでの名誉毀損、ネット掲示板での名誉毀損、動画投稿サイトでの名誉毀損など、皆さんが日常的に使っているサービスで、名誉毀損が発生している。

メールでの名誉毀損は、1999年に初の有罪判決が出ている。複数の会員に対する同報メールに、女性の実名、連絡先を記載して、性的な文言とともに送った男がいる。そのメールが女性に対する名誉毀損と認められ、1999年に初めて有罪判決が下っている。複数の人間に対して、社会的評価を低下させるメールを送ると、名誉毀損になるという事例である。

ネット掲示板でも名誉毀損が起きている。本日のクイズの1問目、「ネット掲示板での悪口は名誉毀損になることがある」は、「○」である。2ちゃんねるにおいて、ある芸人に強姦されたとして強姦容疑の告訴状を掲載した女性が名誉毀損罪になった。強姦されたという嘘の告訴状を掲載したことが、名誉毀損と認められたのである。ネット掲示板での悪口も、名誉毀損になることがある。

ほかの事例では、別れた彼女の悪口をネット掲示板に書いた男が、名誉毀損罪容疑で逮捕されている。元カノの悪口を書き、不特定多数の人に閲覧させたことが、彼女に対する名誉毀損となった。

補足すると、マスコミによる情報発信、つまり、テレビや雑誌や新聞、週刊誌の強力な情報発信と、個人によるネット掲示板での書込みは、発信力や影響力が違うため、これまで、名誉毀損罪の成立については議論が分かれていた。2010年にあった判決では、インターネットの掲示板でラーメンのチェーン店を中傷する書込みをした男の名誉毀損罪が争われた。地裁では無罪だった判決が、最高裁では有罪になった。最高裁は、個人によるネット掲示板での書込みも、メディア報道と同じ基準で判断するとした。この判例により、個人がネット掲示板に書く情報も、マスコミが出す情報も、同じ基準で名誉毀損罪が判断されることになった。この点は、利用者として十分注意しないといけないところである。

ネット上での名誉毀損は、動画投稿でも発生している。YouTubeをはじめとする動画投稿サイトが人気である。動画は携帯電話で簡単に撮れてしまう。自分の女友達が着替えているところを撮った大学生が、その動画を投稿し、名誉毀損で逮捕されている。このように、メール配信でも、ネット掲示板でも、動画投稿サイトでも、名誉毀損の事例が発生している。不特定多数が見る場での悪口などは、非常に危ない行為だということになる。

(2) 侮辱

次に侮辱を解説して、名誉毀損との違いを明確にしたい。侮辱とは、人の名誉・感情を害するような行為、言動である。私たちの日常生活でいうと、人をバカにする、軽蔑する言動が侮辱に相当する。これから先、女性にとっては嫌な言葉が出てくるが、事例紹介で

あるので我慢していただきたい。

侮辱の判例で、デブ侮辱事件というのがある。飲食店で初対面の女性に対して、デブと発言した山梨県の市議がいる。通常、日本の女性は大和撫子といわれ、とてもやさしいので、その場は我慢してくださるケースが多い。しかし、この女性は我慢せず、この市議を訴えたのである。デブという発言は許せない。訴えが認められ、この市議は拘留になったのである。

2問目のクイズ、「人をバカにする発言は罰金になっても拘留されることはない」は「×」である。人をバカにする発言は、侮辱罪となった場合には拘留されることがあり得る。実際に、この市議は29日間の拘留となった。お酒の席で、男性は気持ちが大きくなって、女性の容姿に対する発言をすることがある。そのようなことは慎まなければならないということを、この事例がよく示している。

社会的な評価を低下させるのが名誉毀損で、その人の名誉感情を害するのが侮辱である。懲罰の重さからいうと、名誉毀損のほうが重く、3年以下の懲役もしくは禁錮または50万円以下の罰金に対して、侮辱罪は、拘留（最長29日）または科料（1万円未満）である。具体的事実を摘示して行くと名誉毀損となり、事実を摘示しない場合は侮辱となる。摘示というのは暴くということである。具体的に言えば言うほど、名誉毀損罪になり、刑が重くなる。漠然と言うと、侮辱罪になるという切分けができるのである。

ネット上での具体的な発言内容を紹介する。「あの女は二度嬰兒を殺し、米国の入出国法に違反した疑い」という発言は名誉毀損と認定されている。それに対して、「乞食並み、犯罪者並みにペテン師女バカ」と、漠然とバカにする、軽蔑する発言が、侮辱罪と認定されている。先ほど紹介した電車での言い争いで、「あんたキモいんだよ」という言葉に対して、「名誉毀損で訴えてやる」は間違いであって、正しくは「侮辱罪で訴えてやる」と言い返さないと揚げ足を取られるのである。ぜひ、名誉棄損と侮辱の違いを本日のミニ知識としてお持ちいただきたい。

3問目のクイズ、「メールでの暴言は、名誉毀損罪や侮辱罪にならない」の答えは、「○」である。なぜかというところ、名誉毀損も侮辱罪も、「公然と」と定義されている。メールや電話は原則として1対1であるため、公然ではない。いかに相手をバカにしようが、罵倒しようが、名誉毀損罪も侮辱罪も成立しない。

最初に紹介した1999年の有罪判決は、複数の会員に対して同報メールを送ったため、名誉棄損罪となった。1対1の場合は「公然と」ではないため、侮辱罪も名誉毀損も成立しない。悪口を言うなら対面ということだ。会議室やミーティングルームで、その部下だけ呼んで、お前は仕事ができない、何だかんだと散々罵倒しても、侮辱罪にも名誉毀損罪にもならない。ほかの人がいなければ、公然ではないからだ。しかし、その人が精神的に

大きな損害を受けて、仕事ができなくなった場合には、損害賠償責任を負うことになるので、その点は重々お考えになりながら、部下の指導にはご留意いただきたい。

(3) さらし（個人情報、プライバシー）

ネット上で人の個人名や私生活をさらす、プライバシーをさらすということが多く起きている。プライバシー侵害に関わる事案は、年間 1,700 件ほど起きていて、その中で 4 割に相当する 700 件が、インターネットに絡んだプライバシー侵害の事案である。

4 問目のクイズにある「プライバシーの侵害は犯罪行為である」は「×」である。どんなに人のプライバシーをネットに書こうが、刑法にプライバシー侵害罪はないのである。プライバシー侵害は、刑法上に規定されていない。また、プライバシー禁止法やプライバシー防止法なる法律もない。法的な規定がない以上、どんなにプライバシーを侵害しようとも、不法行為となっても犯罪行為には該当しないのである。

個人情報保護法があるはずだと気が付かれた方は、大変勘がいい。ところが、個人情報保護法が対象にしているのは、事業者だけである。一般私人は対象外である。一般私人がどんなに人の個人情報をネット上に書き込もうが、プライバシーを書き込んでばらまこうが、それを規制する法は存在しないのである。5 問目のクイズ、「一般私人が個人情報をバラまく行為を法は禁じていない」は、そのとおりである。

数え切れないほどネット上で個人情報のさらしやプライバシーのさらしが起きている。さらしの動機には、その人に対する腹いせ、嫌がらせ、仕返しや、悪ふざけなどがある。ネット上での失言があると、2ちゃんねるでは「祭り」と言われる騒ぎが起きる。ネット上やテレビでの失言を見つけると、2ちゃんねら一達はで寄ってたかって、その人の個人情報を暴くということが行われる。個人の住所、氏名はもちろん、勤め先、顔写真まで暴いて、どんどんネットに貼っていく。それも法的には規制できない。犯罪を犯した未成年者は、少年法で保護されており、実名は報道されない。しかし、凶悪犯罪が発生すると、その少年少女の自宅には、大勢の捜査員は来るし、警察も来るし、報道陣も来るしで、誰が容疑者なのか、近所の人にはすぐわかる。そうすると、容疑者を知る者が、加害者の実名をネット上に書き込む。このような個人情報の暴きが山ほど起きている。

腹いせ、嫌がらせでさらしが行われた怖い事例がある。夫の浮気相手の実名をツイッターでさらした奥さんがいる。夫の浮気を知った奥さんが浮気相手の女性の実名を夫になりすましてツイッターに書き込んだ。あっという間にうわさが広がり、大変な騒ぎになった。夫が慌てて消そうとしたものの、奥さんが先にパスワードを変更していて消すことができず、何日間もさらされた状態になったというものである。このようにネット上では個人情報、プライバシーのさらしが行われている。

(4) 児童ポルノ

児童ポルノの事件も、ネットが普及してから大変多くなっている。ネット上で手に入らない情報はない。インターネットが普及する 1995 年以前であれば、情報の発信者は主にマスコミ側であった。テレビにしろ、ラジオにしろ、新聞にしろ、雑誌にしろ、本にしろ、それぞれの業界が自主規制やガイドラインに沿って情報を発信していて、とんでもない画像や映像は出てこない。しかし、ネット上では、業界の規制の外にいる個人がどんどんと情報を発信するので、通常、マスコミでは規制して出さないものが山ほど出てくる。その中で、児童ポルノもネット上に流通を始めた。個人が出すオークション、個人的な販売、ダウンロード自由な掲示などで、児童ポルノが手に入る状態になり、その検挙数は年々増え続けている。

ネットでは、児童ポルノの動画をウィニーに代表されるファイル共有ソフトで人々に提供することが起きている。この行為は、1999 年に施行された児童買春・児童ポルノ禁止法（正式には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、以下、単に「児童ポルノ法」という。）により 5 年以下の懲役もしくは 500 万以下の罰金という重い懲罰が用意されている。児童ポルノは児童に対する人権侵害である。

さて、児童ポルノの対象年齢は何歳までかご存知だろうか。児童は、児童ポルノ法で 18 歳未満の者と定義されている。したがって、6 問目のクイズ「17 歳の高校生のヌードは児童ポルノである」は、そのとおりである。テレビや新聞で報道される逮捕の記事を見ると適用される法律の違いがわかる。

児童福祉法も、18 歳未満が対象である。例えば、17 歳を風俗店で働かせた場合、労働基準法や風営法でなく、児童福祉法違反になる。このように、17 歳なのか 18 歳なのかによって、適用される法律が違って来る。17 歳に対する行為には児童福祉法や児童ポルノ法が適用され、18 歳に対する行為には、強制わいせつ罪などが適用される。日本では 17 歳までが児童である。

さらに、今では「自画撮り」で、少女側も児童ポルノの製造者側になっている。携帯電話の小さな画面を見ているだけでは、ネットの中で広まるということが想像できないだろう。これこそ、学校でしっかり教えないといけないことだろう。今、小学校からパソコン室が設けられていて、パソコンの操作の教育は進んでいる。しかし、このような情報化社会における危険をしっかりと教えないといけない。危険性を知らないままネットを利用しているのは、大変怖い状況である。自動車の運転でも、運転の実地と同時に、道路交通法や交通ルールを教えている。パソコンも同じように、使い方、危険性をしっかりと教えた

上で、操作を教えないといけないと思う。危険性の教育が遅れている点は、危惧されるどころである。

なお、児童ポルノを不特定多数に対して提供すると、児童ポルノ法違反になる。では、それを買う行為、受け取る行為、ネットで見つけてダウンロードする行為、コピーする行為はどうかというのが、7問目のクイズである。「ネットで児童ポルノを購入する行為は違法である」の答えは「×」である。

日本では、銃を所持しているだけで違法である。銃刀法で、刀も所持しているだけで違法である。薬物も所持しているだけで違法になる。ところが、児童ポルノは単純所持が法の規制対象になっていない。児童ポルノについては、いくら買っても、いくらダウンロードしても、いくら提供を受けても、いくら探し回って検索してコピーしても、自分のハードディスクにどれだけ貯めていようが、規制の対象外になっている。日本では所持してよいことになっている。先進8カ国の中でも、児童ポルノを所持できる国は、日本とロシアだけである。日本は毎年のように諸外国から児童ポルノ大国と非難を受けている。

(5) セクハラ

男性もセクハラの対象になるが、多くは女性に対する人権侵害であるセクハラについてお話しする。一般常識上、職場にヌード写真を貼るとか、誰でも見られるパソコンの壁紙に性的な画像を使うなどは、女性に対するセクハラ行為になる。ネットの場合には、女性に対する性的メールを送ることがセクハラ行為になる。

事例としては、ある市で、部下の女子職員に対して性的なメールを60回送っていた課長が停職3か月の懲戒処分になっている。メールにおいてもセクハラが成立するので、十分注意していただきたい。

職場では、セクハラは意外と多く発生している。男性はセクハラではないだろうと思っていることも、女性にとってはセクハラになっていることがよくある。3,400社に対して実施し、638社から回答があった調査でも、セクハラが職場で「しばしば見られる」、「たまに見られる」という回答が4割を超えている。男性の感覚では、そんなにあったのかと思うかもしれない。この数字は、私たちも気を付けなくてはいけないことを示している。

8問目のクイズ、「メールにハートマークを使うとセクハラになることがある」は、そのとおり「○」である。実際に、メールのハートマークでセクハラになった事例がある。ある大学教授が、女子職員に対して出した業務連絡メールの末尾に付けたハートマークが、セクハラと認定された。ぜひ、お気を付けいただきたい。男性はハートマークの使用をご家族か恋人、奥様に限った方がよい。ハートマークを受け取って嬉しいと思う方もいれば、

不快に思う人もいるのである。セクハラ判定基準は送る側ではなく、受けた側にあることを忘れてはならない。同じ行為で、A子さんはOKで、B子さんが不快だったならば、B子さんに対するセクハラになるのである。A子さんがOKだから、他の人に対してもセーフだと思っはならない。

先ほどの課長は性的メールを60回送り、この大学教授は10回送っている。つまり、しつこく繰り返すからセクハラになる。セクシュアルハラスメントのハラスメントというのは、繰り返し攻撃するという意味である。ハートマークを1回送ったとしても、その人が嫌悪感を持ったということがわかれば、二度と送らなければよい。そうしていれば、セクハラに認定されなかったのである。不快に感じていると認識していながら繰り返すとセクハラになるのである。お酒の席での下ネタも同じである。下ネタに喜んで参加してくれる女性もいれば、とても嫌がる女性もいる。それは、話してみないとわからない。1回話してみても、嫌な顔をされたら二度としない。そうすれば、セクハラにならない。相手の気持ちを察してあげることが、セクハラ防止になるのだ。

(6) 部落差別

最後に、部落差別は、避けて通れない人権侵害である。部落差別については、過去に部落地名総鑑事件があった。部落の地名、所在地、氏名を掲載した差別図書が企業に売られ、採用の差別や、昇格の差別に使われたという事件である。この差別図書は、焼却処分された。紙媒体の差別図書がなくなっても、今度は部落地名総鑑がネット上で毎年のように作られている。ネットの便利さを悪用したものだ。みんなで協力すればデータベースを作れる。部落地名総鑑を作ろうという呼びかけのもとに、多くの人が書き込みを行い、どんどん蓄積されている。見つけ次第、法務局が削除させている。ネットの便利なところは、削除されたところで、別のサーバーで続きを作ることが簡単にできる点だ。こうして毎年のように部落地名総鑑が作られている。発見と削除を繰り返すたちごっことなっている。しかし、放置してはいけない。差別書き込みは、早く見つけて、早く消すことが大切である。

メディア側の人間である某新聞社の社員が、勤務時間中に会社のパソコンから差別書込みを行うという事件があった。会社から貸与された機器は、業務使用の目的で貸与されているのである。従業員は、会社から貸与されたものを業務以外に使ってはいけない。私的利用は認められていない。差別書込みはもちろんのこと、2ちゃんねるにアクセスすることも、会社の事業に関係のないサイトにアクセスすることも、私的なメールを送ることも、サービス違反であり、やってはいけない行為である。

3. 人権侵害への対処

名誉毀損、侮辱、根拠のない噂、プライバシーや個人情報、早く見つけて、早く消すことが対処の基本ステップである。そして、削除しただけで納得できなければ、法的な手段をとることになる。法的な手段に訴えた場合の損害賠償についてお話しして、最後に、今後の課題を紹介したい。

(1) 掲載内容の削除

自分に関する情報を見つけるには、冒頭で紹介したように、ご自身の名前をキーワードとして検索し、自分の名前が使われているホームページを訪れてみることである。自分に対する誹謗中傷、嘘の噂などを見つけたときには、それを消してもらわないといけない。2002年に施行されたプロバイダ責任制限法によって掲載内容の削除ができるようになった。

どうしてそんな当たり前のことが今までできなかったのかと思われるかもしれない。サイトを運営している事業者側としては、被害者から削除要請が来ても、これまで簡単には削除できなかった。なぜかという、表現の自由を侵害されたとして、書き込み者から逆に訴えられる可能性があったからである。プロバイダは、プロバイダ責任制限法ができたおかげで、法律の後ろ盾の下に消すことができるようになった。相当の理由がある場合には、書き込みを削除しても、発信者に対する損害賠償責任を負わないということが、法律で決められたのである。

9問目のクイズ「プロバイダは相当の理由があれば、無断で書き込みを削除できる」は、そのとおりである。当たり前かもしれないが、ようやくプロバイダ責任制限法によって削除できるようになった。人権侵害の書き込みについて、もう一つプロバイダが困っていたことは、被害者から、誰が書き込んだのか教えてくれと要請が来た場合、容易には教えられないという点だった。これは発信者の身元情報の開示である。書き込み者の個人情報は、顧客の情報であるので、みだりに開示できない。また、通信の秘密という壁もあった。それが、プロバイダ責任制限法のおかげで、相当の理由があると判断された場合には、書き込んだ人間の氏名などを開示することができる。この法律のおかげで、掲載内容の削除と、身元情報の開示について、法的な後ろ盾ができた。

相当の理由があれば削除や開示ができる。この「相当の理由」には、損害賠償請求権の行使や、謝罪広告が該当する。つまり、法的な手段に訴えるには、書き込んだ人間、加害者の身元が必要なので、氏名、名称、住所などの個人情報を開示することができるようになった。開示を求める書式が用意されている。ネットの上にもあるし、私も持っているの、プロバイダに対して書き込みを削除させたい、あるいは書き込み者の身元情報を開示させ

たいときには、この様式を使ってプロバイダに対して求めていただきたい。

(2) 法的な手段

早く発見して早く消すというのが、基本的な対処である。そして、削除させただけでなく、心の傷を何とかしたい、法的な手段に訴えたいという場合、次のステップはどうなるのかということ解説する。

法的な手段を進める場合には、まず親告罪という壁がある。親告罪とは、犯罪行為が明らかであったとしても、被害者が告訴しなければ成立しない犯罪のことをいう。本人が自ら告げることが親告と言うのである。被害者が黙っていたら、その行為がいかに明らかであったとしても、罪に問えないのである。親告罪に該当している犯罪はたくさんある。例えば、わいせつ罪もそうである。強制わいせつ行為が確かにあったとしても、被害女性が訴えない限り、なかったことになる。訴えられなかったらセーフとなるのが強制わいせつ罪である。名誉毀損罪、侮辱罪も、親告罪である。どんなに誹謗中傷、書込み、悪口があったとしても、被害者が訴えなければ、書いた人間の書き得となり、何の罪にも問われない。まず、被害者は、訴えたいのであれば、事実を明らかにして告訴しないとイケない。

親告罪に相当する犯罪は10以上ある。告訴した場合の法的な救済を、名誉毀損、侮辱、プライバシー、セクハラ、それぞれについてお話しする。

まず、名誉毀損の場合、「刑事事件として救済する道」と、「民事事件として救済する道」の、二つの道があり、両方を選択することもできるし、どちらか一つを選択することもできる。

「刑事事件として救済する道」とは、名誉毀損罪で加害者を裁くということである。名誉毀損罪の場合は、3年以下の懲役、50万円以下の罰金が科せられる。ただし、罰金として最高額の50万円を払わせたとしても、その罰金は国庫に入り、被害者には支払われない。被害者の慰謝料にはならない。びた一文も被害者には渡されないため、10問目のクイズ、「名誉毀損や侮辱の罰金は被害者に渡されない」は「○」である。それを承知のうえで訴えなければならない。

もう一つ、「民事事件として救済する道」がある。私の心の傷は、お金には換えられないが、慰謝料を払わせないと気が済まない。そういう場合が民事事件としての救済であり、損害賠償を求めるということになる。名誉毀損については、不法行為となるので損害賠償請求が認められている。法的に救済を受ける、訴えるということになると、たくさんのハードルがある。まず、親告罪というハードルがある。そして、民事裁判によって損害賠償請求をする場合でもハードルがある。不法行為があったこと、つまり、名誉毀損の事実を立証するのは被害者である。加害者には立証責任がない。被害者が立証責任を負うことに

なるので、そのための時間や費用や手間、多くの作業が必要となる。

侮辱についても、ほぼ同じパターンである。侮辱も刑事事件としての救済には、侮辱罪が用意されている。そして、民事事件としての救済には、損害賠償請求が用意されている。侮辱罪の懲罰は、拘留（最長 29 日間）または科料（1 万円未満）である。だが、たとえ最高額の科料を払わせたとしても、国庫に入るので、被害者にはびた一文も支払われない。だから、侮辱されたことに対して、何らかの慰謝料を払わせたい場合には、損害賠償請求をすることになる。この場合も名誉棄損と構造は同じである。その不法行為、侮辱されたことの立証責任は被害者が負っている。訴えればいいというものではなく、それ相応の覚悟をしないとイケない。以上のように名誉毀損と侮辱についての法的な救済の構造は同じである。

一方、プライバシー、セクハラは、これとは異なる構造を持っている。プライバシー侵害には、刑事事件としての救済がない。いくら訴えても無駄である。プライバシー侵害罪がないからである。刑法上の規定がないため、訴えても懲罰がない。たとえ警察に通報しようとも、警察も取り締まりようがない。警察は来ても、まあまあというしかない。民事不介入だから、法律上に規定がないものに警察は介入できない。しかし、プライバシー侵害は、不法行為なので、同じように損害賠償請求ができる。先ほどと同じで、プライバシーを侵害されたことの立証責任は被害者が負っている。

同じ構造がセクハラにもある。セクハラは訴えても刑事的に救済できない。セクハラを規定した法律がないからである。刑法上にも、セクハラ罪はない。日本では、セクハラは法律違反とならないのである。身体接触やわいせつ行為があれば、警察はわいせつ罪という刑法上の規定で対処できる。しかし、メールが送られてきたといっても、わいせつなメールの送信は、法的には禁止されていないので、通報しても、警察は何ともしようがない。ただし、ストーカー行為は、ストーカー規制法という法律があるおかげで、警察を呼んで相談すれば対処してもらえる。ストーカー行為の中でそのようなメールが来ている場合には、ぜひ警察に通報して対処してもらってほしい。セクハラ行為についても、損害賠償は認められている。これも、先ほどと同じで、不法行為の立証責任はセクハラを受けた側に立証責任がある。被害者はどこまで行っても大変なのである。

（3）損害賠償の請求

「立証責任というハードルがあっても、私はこの心の傷を何とかしたい。刑法上の裁きがあるなしは関係ない。民事裁判に持って行って、民事的な処罰で慰謝料を払わせたい」というのであれば、立証責任を覚悟で訴えることになる。いくら損害賠償が取れるか、認められるのかという損害賠償請求についてお話ししたい。

精神的被害に対する償いには、もちろん計算式は定められていないし、いくらかというのは、それぞれの人の心の傷による。現実には、損害賠償請求があれば、それに対する支払い命令が下る。名誉毀損、侮辱、プライバシー、セクハラについて、過去の事例や相場を紹介する。名誉毀損では100万円がせいぜいである。有名人がマスコミを訴えた場合であるから、一般個人の私たちが、一般の人間を訴えた場合には、100万円は取れないと覚悟したほうがいい。

ある有名な元教授が、エスカレーターで、手鏡でスカートの中を覗いたとされた事件があった。それに対して、覗きの常習犯だと大手週刊誌が書いたことに対して、元教授が名誉毀損で損害賠償請求をした。認められた金額は110万円である。有名な方が、大手週刊誌を訴えて、ようやく110万円である。私たちの場合は、100万円以下だと思ったほうがいい。

侮辱についても、事例がある。民事的に慰謝料を求めた事例では30万円である。先ほどの、デブ侮辱事件とは別の店で、客が女性店主に対して、デブだと発言した。これに対して、侮辱で300万円を請求して、裁判所の支払い命令は30万円だった。

プライバシー侵害に対しての慰謝料は、過去の判例を調査した結果、75万3,000円が相場だという調査結果が出ている。75万円ぐらいが、プライバシー侵害に対する慰謝料である。事例の一つを紹介すると、浮気の疑いを受けて、自宅にビデオを設置された男がいる。3日間自宅の部屋を撮影されたということで、プライバシー侵害で訴えたところ、50万円の賠償が認められたという事例がある。

発言とか、メールとか、身体的な接触がないセクハラについては、せいぜい100万円である。身体的な接触があると、300万円ぐらいに跳ね上がる。

裁判に訴える場合、裁判費用がかかる。一番大きいものが弁護士費用である。裁判自体には、お金はほとんどかからない。印紙代や手続費用ぐらいだ。一番かかるのは弁護士費用である。弁護士費用には、全国共通の料金表はない。そこで弁護士会が全国の弁護士に対して調査をした結果の数字をご紹介します。

弁護士に支払う費用は、基本料金である着手金と、成功報酬になる報酬金の2段階になる。着手金については、弁護士会が全国調査した結果、最も多い半数の弁護士が30万円、4分の1の弁護士が50万円である。基本料金として30万円は最低必要である。そして、報酬金については、4割の弁護士が100万円、2割が120万円と答えている。もちろんこれは損害賠償金の額によって変わってくる。ある弁護士は、裁判を起すなら100万円は用意しておいてくださいと言っている。

損害賠償金で支払われる金額が、名誉毀損でせいぜい100万円、侮辱で30万円、プライバシー侵害で75万円だとして、かたや裁判を維持するための代償として、弁護士費用、時

間もかかる、手間もかかる、立証責任も負わなければならない。その上、精神的な苦痛も考えると、早く見つけて早く消すことに比べ、次のステップである法的な手段に訴えるというのは、あまりにもハードルが高い。裁判をしても決して金銭的な得はなく、経済的にはマイナスになることを覚悟して訴えないといけない。

しかも、裁判所から、仮に満額の支払い命令が出たとしても、被害者に立ちはだかる壁はそれだけでは終わらない。被害者の前のハードルは、さらに続くのである。支払い命令には強制力がないので、加害者に支払い能力がなければ、例えば、学生、フリーターや無職で、財産がない人間からは回収不可能である。ない袖は振れないので、払ってもらえない。仮に加害者が資産を持っていても、故意に支払わない場合にも強制力がないので、お金があろうがなかろうが、払わないと言ったら、払わせることはできない。被害者は損害賠償金を受け取れないのである。

そうすると、次の段階として、差押えで強制執行という手続きがある。これがまた大変で、裁判所に手続をしないとイケない。そして、被害者側は、加害者の給与、預金、不動産などの財産を具体的に示すという責任を負わされるのである。どこから給与がいくら入っているのか、どこの口座にいくら持っているのか、不動産はどこにあるのか。それを明らかにするのは加害者でなくて、被害者の責任である。ここには個人情報保護という壁もある。この手続を弁護士に依頼すると、また費用が発生する。どこまで行っても被害者は浮かばれないのである。

早く見つけて早く消す。その次にある法的な手段は、よくよく考えていただきたい。私は、訴える、法的に告訴するというのは、事実上の負けだと思っている。被害者があまりにも浮かばれない。では、どうするかというと、訴えるよりも、示談、そして、謝罪させることを考えるべきである。裁判による代償を考えたら、訴えるのは相当の覚悟が必要である。迂闊に訴えるぞと言えない。そうでなくて、まず、示談と謝罪にエネルギーを使うべきだろう。

4. 今後の課題

ネット上の人権侵害に関しては、①法的な整備、②ネット監視の展開、③意識向上・モラル教育が、残されている三つの大きな課題だろう。

法的な整備に関しては、本日はお話ししなかったが、人権侵害のような不法な書き込みは、発見されるまで放置状態になっている。サイト側の事業者には監視義務がないからである。法的に、サイト監視の義務化を検討すべきである。また、児童ポルノの購入や入手は違法とはなっていない。プライバシー侵害罪もない。個人情報も、一般私人は個人情報保護法の対象外なので、いくらでもばらまける状態になっている。これらのことは、これか

ら法的な整備が必要になってくるだろう。

早く発見して早く消す。そのためには、ネット監視を強化していく必要がある。現状でも、奈良県など、いくつかの自治体が自主的に監視している。警察庁が民間企業に委託して、監視をさせている例もある。また、ボランティアを募って監視をさせたり、弘前市では、弘前大学の学生と提携して、学生がボランティアで監視をしていたり、NPO が監視している例もある。だが、いかんせん、ホームページやネットの書き込みの数は膨大なもので、毎日のように人海戦術で監視しなければならず、相当な時間と費用と人手がかかる。早く発見するための体制づくりが必要である。

早く発見することも必要だが、そもそも、人権侵害の書き込みをするという社会のモラルを改善しなくてはいけない。意識向上、モラル教育をやらないと、抜本的な解決にはならない。そのためには、学校などの教育機関の責務が大きい。小学校のころからパソコンを使わせるのはいいが、使い方の社会的な教育をしないといけない。情報教育は、操作教育だけではなく、人権に関する教育、詐欺に遭わないための教育、危険などを教える教育がぜひとも必要である。そして、成人の方、すでに学校を卒業された方に対しては、国、自治体が、このような講演会や研修会で意識を高めていくことが必要である。

意識向上、モラル教育は、抜本的な対策ではあるが、1日にしてならず。人の意識はそう簡単に変わるものではない。そのことは、社会的な生活の中で実感されていると思う。喫煙マナーがこれほど言われながら、いまだに歩行喫煙がなくなる。飲酒マナーがこれほど言われながら、いまだに飲酒運転がなくなる。携帯マナーがこれほど言われながら、電車内での通話がなくなる。これは、言い続けないと、研修をやり続けるといけない。1日にしてならずであるので、モラル、マナー、エチケットの向上キャンペーンは、地道に続けていくべきだろう。

そうでなければ、このまま行くと、自由に使えるインターネットにも、やがて規制が入ってくる。既に韓国では、ネット掲示板の利用が実名制になった。匿名では書き込みできない。日本の住民票コード11桁と同じく、韓国の人たちも住民登録番号を持っている。それを入力しなければネット掲示板を利用できなくなった。認証を受けて初めて書き込みができる。韓国ではこれが法制化されて、2007年7月から運用に入ったので、匿名ではネット掲示板を利用できなくなった。日本でも人権侵害の無法状態をこのまま続けていると、やがて被害者を守るという大義名分のもと、住民票コードを入力しなければインターネットは使えないということが技術的には簡単に導入できる。その導入を許すのかどうかは、とりもなおさず、利用している私たちの利用の仕方だろうと考えている。

最後に、クイズの答えを改めて確認しておきたい。×が、2問目、4問目、7問目で、そのほかは全部○である。

本日は情報化社会の中の人権侵害を皆さんにご紹介してきた。この講演会で得た知識をぜひこれからの仕事や生活に生かしていただくことをお願いして、私の話を終わらせていただきたい。

以 上